

＜引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について＞

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として村に交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費の財源として活用しています。平成26年度長生村一般会計決算における引き上げ分の地方消費税交付金を活用した事業は以下のとおりです。

		(単位：千円)
項 目		決算額
＜歳入＞	平成26年度地方消費税交付金（社会保障財源分）	25,888
＜歳出＞	社会保障施策に要する経費（下記のとおり）	341,197

一般会計

							(単位：千円)	
款	項	目	事業名	決算額	国県支出金	その他特財	一般財源	
							引上分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）	その他
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	・ 民生児童委員事業 ・ 在宅介護支援事業 ・ 社会福祉協議会補助事業 ・ 社会福祉総務事務運営費 ・ ふれあい館施設維持管理費 ・ 人権擁護推進事業 ・ 介護保険利用者負担額助成事業 ・ 国民健康保険特別会計繰出金 ・ 介護保険特別会計繰出金 ・ 後期高齢者医療特別会計繰出金	341,197	73,686	198	25,888	241,425

◆問い合わせ先

企画財政課 電話 0 4 7 5 - 3 2 - 4 7 4 3